

登室届

(保護者記入)

_____放課後児童保育室 宛て

_____年 _____組 氏名 _____

_____月 _____日に、医療機関から _____と診断を受けました。

このため、_____月 _____日から _____月 _____日まで登室を控えていた
が、本日から登室させますので、ご連絡いたします。

受診した医療機関名 _____

受診した医療機関電話番号 _____

令和 _____年 _____月 _____日

保護者氏名 _____ 印

※ 感染症ごとの出席停止の基準は、裏面に記載してありますが、登室する際には、医師の診断に基づいて登室させてください。

※ 新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、保健所等の指示の下、登室させてください。

この用紙は、保護者の方が記入して、登室する日に持たせてください。ただし、学校が通常授業を行っている時期（学校休業日を除く。）は、学校に提出する「登校届」のコピーを提出いただいても構いません。

※ ご不明な点は、新座市社会福祉協議会 総務課までお問合せください。

電話：048-480-5705（代表）

【学校感染症と出席停止の基準】

感染症		出席停止の期間
第一種	新型コロナウイルス 鳥インフルエンザ	治癒するまで（病気が治るまで）
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他	溶連菌感染症	適切な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎A型・E型	肝機能正常化後登校可能
	ウイルス性肝炎B型・C型	出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑（りんご病）	発しんのみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ症	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発しん者はプールでのビート板の共用は避ける）
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）